

「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定について

(下線部分が修正箇所を示す)

改 定 後	現 行
<p>Q. 5-4 保証契約において、5(2)イ)に記載されているように「保証人の履行請求額は、期限の利益を喪失した日等の一定の基準日における保証人の資産の範囲内」とした場合、基準日の到来条件の解釈により、主たる債務者が期限の利益を早期に喪失する事態が生じる懸念はないのでしょうか。</p> <p>A. 契約当事者間で、基準日の到来期限の解釈を契約締結時にできるだけ明確化することにより、主たる債務者が期限の利益を早期に喪失する事態が生じる懸念が減殺されるものと考えられます。<u>なお、保証債務を整理する場合には、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点(保証人等による一時停止等の要請が行われた場合にあつては、一時停止等の効力が発生した時点)を基準日とする旨を保証契約に明記しておくことも考えられます。</u></p>	<p>Q. 5-4 保証契約において、5(2)イ)に記載されているように「保証人の履行請求額は、期限の利益を喪失した日等の一定の基準日における保証人の資産の範囲内」とした場合、基準日の到来条件の解釈により、主たる債務者が期限の利益を早期に喪失する事態が生じる懸念はないのでしょうか。</p> <p>A. 契約当事者間で、基準日の到来期限の解釈を契約締結時にできるだけ明確化することにより、主たる債務者が期限の利益を早期に喪失する事態が生じる懸念が減殺されるものと考えられます。</p>
<p>Q. 7-2 7(1)ロ)に「利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続(準則型私的整理手続)」とありますが、「利害関係のない中立かつ公正な第三者」とは、どのような者をいうのでしょうか。また、当該</p>	<p>Q. 7-2 7(1)ロ)に「利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続(準則型私的整理手続)」とありますが、「利害関係のない中立かつ公正な第三者」とは、どのような者をいうのでしょうか。また、当該</p>

改 定 後	現 行
<p>手続には、<u>主たる債務者と対象債権者が相対で行う広義の私的整理は含まれないのでしょうか。</u></p> <p>A. 「利害関係のない中立かつ公正な第三者」とは、中小企業再生支援協議会、事業再生ADRにおける手続実施者、特定調停における調停委員会等をいいます。</p> <p>したがって、<u>主たる債務者と対象債権者が相対で行う広義の私的整理は、「準則型私的整理手続」には含まれません。ただし、保証人が、合理的理由に基づき、支援専門家等の第三者の斡旋による当事者間の協議等に基づき、全ての対象債権者との間で弁済計画について合意に至った場合には、対象債権者が、ガイドラインの手続に即して、残存する保証債務の減免・免除を行うことは可能です。</u></p>	<p>手続には、<u>保証人と対象債権者が相対で行う広義の私的整理は含まれないのでしょうか。</u></p> <p>A. 「利害関係のない中立かつ公正な第三者」とは、中小企業再生支援協議会、事業再生ADRにおける手続実施者、特定調停における調停委員会等をいいます。</p> <p>したがって、<u>保証人と対象債権者が相対で行う広義の私的整理は、「準則型私的整理手続」には含まれません。ただし、保証人が、合理的理由に基づき、支援専門家等の第三者の斡旋による当事者間の協議等に基づき、全ての対象債権者との間で弁済計画について合意に至った場合には、対象債権者が、ガイドラインの手続に即して、残存する保証債務の減免・免除を行うことは可能です。</u></p>
<p><u>Q. 7-4-2 7(1)ニ)に「保証人に破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと」とありますが、対象債権者や支援専門家は、保証人に免責不許可事由が生じるおそれがないことをどのように確認すればよいのでしょうか。</u></p> <p>A. <u>必要に応じ、例えば、免責不許可事由が生じるおそれがないことについて保証人の表明保証により確認することが考えられます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 定 後	現 行
<p>Q. 7-6 7(2)イ)の主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合と、同口)の保証債務のみを整理する場合における支援専門家の役割はそれぞれどのようなものでしょうか。</p> <p>A. <u>いずれの場合においても、支援専門家の役割は、保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請、保証人が行う表明保証の適正性についての確認、対象債権者の残存資産の範囲の決定の支援、弁済計画の策定支援が考えられます。なお、支援専門家の役割の範囲は事案によって異なります。</u></p>	<p>Q. 7-6 7(2)イ)の主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合と、同口)の保証債務のみを整理する場合における支援専門家の役割はそれぞれどのようなものでしょうか。</p> <p>A. <u>主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合の支援専門家の役割は、保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請、保証人が行う表明保証の適正性についての確認、対象債権者の残存資産の範囲の決定の支援等が考えられます。</u> <u>保証債務のみを整理する場合の支援専門家の役割は、保証債務に関する一時停止や返済猶予の要請、保証人が行う表明保証の適正性についての確認及び対象債権者の残存資産の範囲の決定の支援に加え、弁済計画の策定支援が考えられます。</u></p>
<p>Q. 7-12 一時停止等の要請後に、保証人が、資産の処分や新たな債務の負担を行った場合はどうなるのでしょうか。</p> <p>A. <u>対象債権者は、保証人に対し説明を求めたうえで、当該資産の処分代金を弁済原資に含めることを求めることや、当該処分等を7(3)の「合理的な不同意事由」として、当該資産の処分等を行った保証人に関する債務整理に同意しないこと等が考えられます。</u></p>	<p>Q. 7-12 一時停止等の要請後に、保証人が、資産の処分や新たな債務の負担を行った場合はどうなるのでしょうか。</p> <p>A. <u>対象債権者は、当該処分等に同意しない場合、当該処分等を第7項(3)の「合理的な不同意事由」として、処分等を行った保証人に関する債務整理に異議を申し立てることが可能です。</u></p>

改 定 後	現 行
<p>Q. 7-14 対象債権者は、回収見込額の増加額を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等（以下「事業継続等」という。）のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を保証人の手元に残すことのできる残存資産に含めることを検討することとなりますが、具体的にはどのような資産が検討の対象となり、どのような判断により残存資産に含めることを確定するのでしょうか。</p> <p>A. 破産手続における自由財産（破産法第34条第3項及び第4項その他法令により破産財団に属しないとされる財産）は残存資産に含まれます。</p> <p>経営者たる保証人が、自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する現預金や華美でない自宅等を残存資産に含めることを申し出た場合、対象債権者は、準則型私的整理手続における利害関係のない中立かつ公正な第三者（Q7-2参照）の意見も踏まえつつ、当該申出の応否や保証人の手元に残す残存資産の範囲について検討することとします。なお、残存資産の範囲の検討においては、以下のような目安を勘案することとします。</p> <p><u>（当事者の合意に基づき、個別の事情を勘案し、回収見込額の増加額を上限として、以下のような目安を超える資産を残存資産とすることも差し支えありません。）</u></p> <p>（以下、略）</p>	<p>Q. 7-14 対象債権者は、回収見込額の増加額を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等（以下「事業継続等」という。）のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を保証人の手元に残すことのできる残存資産に含めることを検討することとなりますが、具体的にはどのような資産が検討の対象となり、どのような判断により残存資産に含めることを確定するのでしょうか。</p> <p>A. 破産手続における自由財産（破産法34条第3項及び第4項その他法令により破産財団に属しないとされる財産）は残存資産に含まれます。</p> <p>経営者たる保証人が、自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する現預金や華美でない自宅等を残存資産に含めることを申し出た場合、対象債権者は、準則型私的整理手続における利害関係のない中立かつ公正な第三者（Q7-2参照）の意見も踏まえつつ、当該申出の応否や保証人の手元に残す残存資産の範囲について検討することとします。なお、残存資産の範囲の検討においては、以下のような目安を勘案することとします。</p> <p>（以下、略）</p>

改 定 後	現 行
<p>Q. 7-18 7(3)③について、経営者以外の保証人（いわゆる第三者保証人）は早期の事業再生等の着手の決断に寄与した場合には、このガイドラインに即して、回収見込額の増加額を上限として、経営者の安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を保証人の手元に残すことのできる残存資産に含めることを検討することとなりますが、早期の事業再生等の着手の決断に寄与していない第三者保証人については、このガイドラインに即して経営者に破産手続における自由財産に加えて一定の資産が残った場合においても、破産手続における自由財産以外の資産については履行を求められるのでしょうか。</p> <p>A. 早期の事業再生等の着手の決断に寄与していない経営者以外の保証人については、一義的には、対象債権者から破産手続における自由財産以外の資産については保証債務の履行を求められることが想定されますが、個別事情を考慮して経営者と保証人との間で残存資産の配分調整を行うことは可能です。<u>例えば、第三者保証人により多くの残存資産を残すことも考えられます。</u></p>	<p>Q. 7-18 7(3)③について、経営者以外の保証人（いわゆる第三者保証人）は早期の事業再生等の着手の決断に寄与した場合には、このガイドラインに即して、回収見込額の増加額を上限として、経営者の安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を保証人の手元に残すことのできる残存資産に含めることを検討することとなりますが、早期の事業再生等の着手の決断に寄与していない第三者保証人については、このガイドラインに即して経営者に破産手続における自由財産に加えて一定の資産が残った場合においても、破産手続における自由財産以外の資産については履行を求められるのでしょうか。</p> <p>A. 早期の事業再生等の着手の決断に寄与していない経営者以外の保証人については、一義的には、対象債権者から破産手続における自由財産以外の資産については保証債務の履行を求められることが想定されますが、個別事情を考慮して経営者と保証人との間で残存資産の配分調整を行うことは可能です。</p>
<p>Q. 7-27 保有する資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案とする場合、債権額20万円未満の債権者は、対象債権者とはならないのでしょうか。</p>	<p>Q. 7-27 保有する資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案とする場合、債権額20万円未満の債権者は、対象債権者とはならないのでしょうか。</p>

改 定 後	現 行
<p>A. 対象債権者の合意により、対象債権者となる場合があります。</p> <p>例えば、20万円未満の債権者の数が多い場合において、これら全ての債権者に対して全額を弁済すると、対象債権者に対する返済原資が減り、対象債権者に対して破産手続による回収の見込みを下回る弁済しかできず、ガイドラインに適合した弁済計画案が作成できなくなるおそれがあるときには、破産手続による回収の見込みを下回ることがないよう20万円未満の債権者も対象債権者として、全額の弁済を行うのではなく、<u>保証債務の免除を要請することが考えられます。</u></p>	<p>A. 対象債権者の合意により、対象債権者となる場合があります。</p> <p>例えば、20万円未満の債権者の数が多い場合において、これら全ての債権者に対して全額を弁済すると、対象債権者に対する返済原資が減り、対象債権者に対して破産手続による回収の見込みを下回る弁済しかできず、ガイドラインに適合した弁済計画案が作成できなくなるおそれがあるときには、破産手続による回収の見込みを下回ることがないよう20万円未満の債権者も対象債権者として、全額の弁済を行うのではなく、<u>債務免除を要請することが考えられます。</u></p>
<p>Q. 7-31 7(3)⑤二)の「保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合」には、過失の場合も含まれるのでしょうか。</p> <p>A. 保証人の過失により、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合も<u>含まれますが、当該過失の程度を踏まえ、当事者の合意により、当該資産を追加的に弁済に充当することにより、免除の効果は失効しない取扱いとすることも可能です。また、そのような取扱いとすることについて保証人と対象債権者が合意し、書面で契約しておくことも考えられます。</u></p>	<p>Q. 7-31 7(3)⑤二)の「保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合」には、過失の場合も含まれるのでしょうか。</p> <p>A. 保証人の過失により、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合も<u>含まれます。</u></p>